

吉備中央町定住促進住宅整備事業(仮称) 実施方針(案)

平成30年1月15日

吉備中央町

<目次>

第1章 特定事業の選定に関する事項	1
1. 事業内容に関する事項	
2. 特定事業の選定方法・公表等に関する事項	
第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項	8
1. 優先交渉権者の決定に係る基本的な考え方	
2. 優先交渉権者の決定に係る手順及びスケジュール(予定)	
3. 公募参加者の備えるべき参加要件等	
4. 審査及び優先交渉権者の選定に関する事項	
5. 審査結果及び評価の公表方法	
6. 契約に関する基本的な考え方	
7. 提出書類の取扱い	
第3章 SPCの責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する 基本的な事項	14
1. 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担	
2. 提供されるサービス水準	
3. 町による本事業の実施状況の監視(モニタリング)	
第4章 立地並びに規模及び配置に関する事項	16
1. 本施設の立地条件	
2. 土地の使用に関する事項	
3. 本施設の概要	
4. 本施設の引渡し日	
第5章 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に 関する事項	18
第6章 本事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	19
1. SPCの責めに帰すべき事由により事業継続が困難になった場合	
2. 町の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合	
3. その他の事由により本事業の継続が困難となった場合	
4. 金融機関と町の協議(直接協定)	

第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項.....20

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項
3. その他の支援に関する事項

第8章 その他特定事業の実施に関して必要な事項.....21

1. 議会の議決
2. 情報公開及び情報提供
3. 公募に伴う費用負担
4. 添付書類等

第1章 特定事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業の名称

吉備中央町定住促進住宅整備事業(仮称)(以下「本事業」という。)

(2) 本事業に供される公共施設等の種類

吉備中央町有住宅吉備高原団地(仮称)(以下「本施設」という。)

(3) 公共施設等の管理者の名称

吉備中央町長 山本 雅則

(4) 事業目的

本事業は、「吉備中央町総合計画」に基づき、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。)」を活用し、民間のノウハウによる質の高いサービスの導入や町財政の平準化等を図りつつ、吉備中央町の定住人口の増加に資する住宅等の整備を行うものである。

具体的には、吉備高原都市内(吉川 日の上地区)に、子育て世代を主軸とした中堅所得者向け住宅及び単身者専用住宅を新設する。

これにより、快適な住まい環境を創出し、吉備中央町の定住人口の増加や地域の活性化を図ることを目的として実施する。

また、本事業の実施にあたり、特に以下の4点の事項に配慮し実施するものとする。

なお、詳細については、募集要項(案)等において提示する。

1) 良質なサービスの提供及びコストの縮減

本事業の実施に当たっては、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した効率的かつ効果的な設計、建設、工事監理及び維持管理・運営を行うことにより、吉備中央町に住むことの魅力を感じることができる良質な住環境・生活環境サービス提供を図ることとする。また、30年間の事業期間はもとより、その後の町の運営・維持管理を含むライフサイクルコストの縮減が図られるものとする。

2) 周辺環境との調和

本事業の事業計画地は、吉備高原都市内(吉川 日の上地区)を予定しており、近隣に位置する諸施設の公共施設とあわせ、町の活性化に資する今後の一連の人口増対策の第1弾としての整備が期待される。

本施設の整備にあたっては、建築の意匠や外構の整備等において、その目的を十分に理解の上、周辺環境と調和した整備を図るものとする。

3) 地域経済の活性化等

本事業は、町が実施する公共事業であることから、その実施に当たっては、町内企業や町民の参入による地域経済への貢献がなされるよう配慮するものとする。

4) 子育て支援

本施設の整備にあたっては、安心して子どもを生み育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めるため、間取りやコミュニティスペース、プレイスペースなど、子育てに適した施設となるよう配慮するものとする。

(5) 事業手法

本事業は、PFI法に基づき、町が所有する用地に、選定された民間事業者(以下、事業者という。)が新たに本施設を設計、建設及び工事監理した後、町に本施設の所有権を移転し、民間事業者が所有権移転後の事業期間中に係る維持管理・運営を遂行する方式(BTO:Build Transfer Operate)により実施するものとする。

(6) 業務の範囲

事業者が実施する業務(以下「本業務」という。)は以下のとおりとする。

詳細については、募集要項(案)等において提示するものとする。

1) 本施設の整備

①本施設の整備に係る調査・設計業務及び関連業務

(住宅棟の基本設計、実施設計とともに、敷地全体の外構・駐車場計画を含む。)

②本施設の整備に係る建設用地の造成業務、建設業務及び関連業務

③本施設の整備に係る工事監理業務及び関連業務

④本施設の整備に係る近隣対応・対策業務及び関連業務

⑤本施設の整備に係るテレビ電波受信障害調査・対策業務及び関連業務

⑥上記各項目に伴う各種申請等業務

⑦上記各項目に伴う建設に必要な申請手続等の支援業務

⑧本施設の引渡しに係る一切の業務

2) 本施設の維持管理

①本施設の維持管理に係る昇降機点検保守管理業務

②本施設の維持管理に係る消防設備等及び建築設備点検保守管理業務

③本施設の維持管理に係る受水槽清掃業務(受水槽を設ける場合)

④本施設の維持管理に係るテレビ電波受信障害対策施設点検保守管理業務

⑤本施設の維持管理に係る緊急通報システム点検保守管理業務

⑥上記各項目に伴う各種申請等業務及び関連業務

⑦本施設の維持管理に係る共用部・敷地内清掃業務

⑧本施設の維持管理に係る警備業務

⑨本施設の維持管理に係る植栽・外構・駐車場施設管理業務

⑩本施設の居住者の移転・退去に係る原状復旧業務

⑪本施設の維持管理に係る日常の修繕業務

(大規模修繕を除く。ただし、大規模修繕計画立案業務は含む。)

⑫本施設の入居者募集業務(年間平均で90%以上の入居を確保する業務)

(詳細事項については、募集要項(案)等において提示する。)

⑬本施設の家賃・敷金・駐車料金等の徴収・町への納入業務

3) その他民間収益事業の誘致、実施

①本施設の敷地内に独立採算で収益事業を誘致提案は歓迎、高く評価する。

(7) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の町議会における議決を受け、事業契約締結の日から平成61年3月31日までとする。

(8) 本事業のスケジュール(予定)

平成30年1月15日	実施方針(案)の公表
平成30年1月15日以降	実施方針(案)に関する質問等の受付開始
平成30年1月25日	実施方針(案)に関する説明会及び勉強会
平成30年1月25日以降	実施方針(案)の質問等に対する回答等の公表
平成30年2月上旬	実施方針(案)に関するヒアリング(町が必要と判断する場合)
平成30年2月上旬	募集要項(案)等の公表
平成30年2月上旬	募集要項(案)等に関する質問等の受付開始(随時)
平成30年2月上旬	募集要項(案)等に関する説明会
平成30年2月中旬	募集要項(案)等の質問等に対する回答等の公表(随時)
平成30年3月	債務負担行為設定に関する議案提出
平成30年3月	特定事業選定の公表、公募公告
平成30年4月10日	参加表明書の受付
平成30年5月7日	提案書の受付
平成30年5月14日	提案プレゼン、審査委員会
平成30年5月14日	優先交渉権者の選定・決定・公表
平成30年5月15日	基本協定の締結
平成30年5月22日	審査講評の公表
平成30年6月1日	事業仮契約の締結

平成30年6月	事業契約に関する議案提出
平成30年6月	事業契約締結
平成31年3月	施設完成(引き渡し)
平成31年4月	入居・維持管理・運営開始
平成61年3月	事業契約完了

(9) 支払に関する事項

町の事業者に対する支払は、事業者が実施する本事業における本施設の整備業務に係る対価と本施設の維持管理・運営業務に係るサービス対価とする。

町は、本施設の整備業務に係る対価については、本施設の町への引渡しが完了した日から事業契約期間中に、事業者に対し、町と事業者の間で締結する事業契約書に定める額を30年間の割賦方式により、年2回9月末と3月末に元利均等方式で支払うものとする。

ただし、町は過疎債を起債する予定で、本施設の整備事業に係る対価の概ね90(～70) %を支払い、残りの概ね10(～30) %を割賦の対象とする。

また、本施設の維持管理・運営業務に係るサービス対価について、町は、本施設の町への引渡しが完了した日から事業契約期間中に、事業者に対し、事業契約書に定める額を事業期間に渡り年4回平準化して(4～6月分を7月末、7～9月分を10月末、10～12月分を1月末、1～3月分を4月末)支払うものとする。

なお、これらの支払方法の詳細については、募集要項(案)等において提示するものとする。

(10) 本事業に必要と想定される根拠法令等

本事業を実施するにあたり、遵守すべき法令、基準等は次に示すとおりである。このほか本事業に関連する法令、基準等を遵守するものとする。

(関係法令等)各法令は、いずれも本事業公募公示日の最新の法令を適用するものとする。

- 1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)
- 2) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針(平成12年総理府告示第11号)
- 3) 建築基準法(昭和25年5月24日法律第210号)
- 4) 都市計画法(昭和43年6月15日法律第100号)
- 5) 消防法(昭和23年7月24日法律第186号)
- 6) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年6月23日法律第81号)
- 7) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)
- 8) 電波法(昭和25年5月2日法律第131号)
- 9) 水道法(昭和32年6月15日法律第177号)
- 10) 下水道法(昭和33年4月24日法律第79号)
- 11) 岡山県建築基準法施行細則(昭和48年10月1日岡山県規則第66号)

- 12) 岡山県屋外広告物条例(昭和41年3月25日岡山県条例第29号)
- 13) 岡山県福祉のまちづくり条例(平成12年1月4日岡山県条例第1号)
- 14) 吉備中央町開発事業の調整に関する条例(平成16年10月1日条例第147号)
- 15) 吉備中央町建築協定条例(平成16年10月1日条例第149号)
- 16) 吉備中央町有住宅条例(平成16年10月1日条例第155号)
- 17) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年10月9日法律第107号)
- 18) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)
- 19) 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年4月26日法律第48号)
- 20) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年5月31日法律第104号)
- 21) その他、本事業に関係する法令

※関係法令等を遵守すること。

(参考基準等)

- 1) 建築・設備設計基準及び同解説最新版(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)
- 2) 公共建築工事標準仕様書及び同標準図最新版(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)
- 3) 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)及び同標準図最新版
(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)
- 4) 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)及び同標準図最新版
(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)
- 5) 公共住宅建設工事共通仕様書最新版(国土交通省住宅局住宅総合整備課監修)
- 6) 公共住宅建設工事共通仕様書解説書(総則編・調査編・建築編)最新版
(国土交通省住宅局住宅総合整備課監修)
- 7) 公共住宅建設工事共通仕様書解説書(総則編・電気編)最新版
(国土交通省住宅局住宅総合整備課監修)
- 8) 公共住宅建設工事共通仕様書解説書(総則編・機械編)最新版
(国土交通省住宅局住宅総合整備課監修)
- 9) 公共住宅建設工事共通仕様書別冊部品及び機器の品質性能基準最新版
(国土交通省住宅局住宅総合整備課監修)
- 10) 公共住宅建築工事積算基準最新版(国土交通省住宅局住宅総合整備課監修)
- 11) 公共住宅電気設備工事積算基準最新版(国土交通省住宅局住宅総合整備課監修)
- 12) 公共住宅機械設備工事積算基準最新版(国土交通省住宅局住宅総合整備課監修)

- 13) 公共住宅屋外設備工事積算基準最新版(国土交通省住宅局住宅総合整備課監修)
- 14) 高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(国土交通省告示第1301号)
- 15) 長寿社会対応住宅設計マニュアル集合住宅編(建設省住宅局住宅整備課監修)
- 16) 共同住宅の防犯設計ガイドブック防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針解説
(財団法人ベタリービング、財団法人住宅リホーム・紛争処理支援センター企画編集)
- 17) 建築工事における建築副産物管理マニュアル・同解説最新版
(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)
- 18) 公共工事コスト縮減対策に関する建設省新行動計画の解説
- 19) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則(平成13年5月29日岡山県規則第62号)

※事業契約・要求水準書等質疑応答・要求水準書の順に高位とすることを原則とする。

※以上の参考基準等の解釈や参考基準等間の解釈に関して疑義が生じた場合は、別途、町と協議の上、適用について決定する。

(11) 実施方針(案)の説明会及び勉強会

実施方針(案)に関する説明会及び勉強会を下記の要領で実施する。

- 1) 開催日時:平成30年1月25日(木)14時00分～17時00分
- 2) 開催場所:吉備中央町農業振興センター2階(視聴覚室):吉備中央町豊野17番地
- 3) 説明資料:町のホームページより、実施方針(案)をダウンロードして持参すること。
- 4) 参加申込:【実施方針(案)様式1】実施方針(案)説明会参加申込書に所定の事項を記載のうえ、本事業に関する窓口へ電子メールでのファイル添付にて申し込むこと(FAXでの申込可)。電子メールは「PFI説明会参加」の件名で送付のこと。
- 5) e-mail:吉備中央町 建設課「kensetu@town.kibichuo.lg.jp」
- 6) FAX:吉備中央町 建設課「0866-54-1307」

(12) 実施方針(案)等に関する質問・意見の受付及び質問回答・意見の公表

実施方針(案)等に関する質問・意見の受付及び質問回答・意見の公表を以下の要領で行う。

1) 実施方針(案)に関する質問・意見の受付

- ①受付期間:平成30年1月15日(月) から 平成30年1月24日(水)17時まで
- ②提出方法:実施方針(案)に関して質問・意見がある民間事業者等は、その内容を「【実施方針(案)様式2若しくは様式3】質問書若しくは意見書に簡潔に記載のうえ、本事業に関する窓口へ電子メールでのファイル添付にて送付すること(FAXでの受け付け可)。電子メールは、「PFI質問書等」の件名で送付すること。
- ③e-mail:吉備中央町 建設課「kensetu@town.kibichuo.lg.jp」

2) 実施方針(案)に関する質問回答・意見公表

提出のあった質問・意見に対する回答は、平成30年1月25日(木)以降、実施方針(案)説明会及び町のホームページにて公表する(非公開希望を除く)。

3) 実施方針(案)に関するヒアリング

吉備中央町内の関係企業並びに質問・意見を提出した民間事業者等に対して、町が必要と判断した場合には、実施方針(案)に関するヒアリングを行う場合がある。

(13) 実施方針(案)の変更

実施方針(案)の公表における民間事業者等からの質問・意見、並びに第1章1.(12)の3)のヒアリング等を踏まえ、特定事業の選定・公表までに、実施方針(案)の内容を見直し、変更を行うことがある。

なお、実施方針(案)の変更は、特定事業の選定・公表と同時に、実施方針(案)(変更版)を、町のホームページにて公表するものとする。

2. 特定事業の選定方法・公表等に関する事項

(1) 選定方法・基準

町は、実施方針(案)の公表及び実施方針(案)に関する質問回答・意見等の手続を経て、以下の評価基準に基づき、町自らが本事業を実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより、効率的かつ効果的に実施されると認められる場合に、本事業を特定事業として選定するものとする。

- 1) 本事業は事業費の概ね9(～7)割程度を過疎債により、残りを民間事業者が資金を調達し、その資金を入居者の家賃等の範囲で回収し、町が予定する負担額を超えないことが確認できる場合。
- 2) 本施設の整備業務並びに維持管理・運營業務を事業者が実施することにより、町が自ら実施する場合のサービス水準と比較し、サービス水準の向上や町の財政負担軽減を図ることが可能であり、本町定住促進に資すると町が判断した場合。

(2) 本事業のPFI特定事業の選定手順

以下の手順により、本事業を客観的に評価し、評価の結果を速やかに公表するものとする。

- 1) 事業期間中の長期収支表による各年度の財政支出の発生の有無の確認等の定量的な評価
- 2) 本事業をPFI事業として実施することについての定性的評価
- 3) 民間事業者に移転されるリスクや業務の検討による町のリスク・労力の軽減の確認評価
- 4) 上記1)～3)の検討による総合評価

(3) 選定結果の公表方法

前項に基づき本事業の特定事業選定検討結果を、評価の内容と合わせて、町のホームページにて公表するものとする。

第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 優先交渉権者の決定に係る基本的な考え方

本事業は、調査・設計、建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、優先交渉権者に効率的かつ効果的な行政サービスの提供を安定的・継続的に求めるものである。

したがって、優先交渉権者の決定に当たっては、公募により、公平性、透明性が確保される適切な方法に配慮した上で、公募プロポーザル方式を採用する予定とする。

2. 優先交渉権者の決定に係る手順及びスケジュール(予定)

優先交渉権者の決定に係る手順及びスケジュールは、「【実施方針(案)資料1】事業スケジュール表(案)」を参照すること。

(1) 募集要項(案)等の公表

実施方針(案)に関する質問・意見、並びに第1章1.(12)の3)のヒアリング等を踏まえ、募集要項(案)等(公募公告、募集要項(案)、関係様式集、要求水準書(案)、優先交渉権者決定基準(案)、基本協定書(案)、事業契約書(案))を町のホームページにて公表する。

(2) 募集要項などに関する質問回答

募集要項(案)等に関する質問を受付け、回答を行うものとする。具体的な日程については、募集要項(案)等において提示する。

(3) 参加表明書、参加資格確認申請書の受付、参加資格確認審査の結果の通知

公募参加希望者に、参加表明及び参加資格確認申請に必要な書類の提出を求める。

参加資格確認審査の結果は、参加希望者に通知する。

参加表明書及び参加資格確認申請書の提出方法・時期、必要書類の詳細等については、募集要項(案)等において提示する。

(4) 提案書の受付

公募参加者(資格確認審査の通過者)に対し、募集要項(案)等に基づき本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した提案書の提出を求める。

提案書の提出方法・時期、必要書類の詳細等については、募集要項(案)等において提示する。

(5) 審査委員会による優先交渉権者の選定、町による優先交渉権者の決定・公表

提案書の審査による審査委員会の意見を受け、町が優先交渉権者を決定し、公募参加者に通知するとともに、町のホームページにて公表する。

(6) 基本協定の締結、審査講評の公表、事業契約の文言明確化、事業契約の調印(仮契約)

町は、優先交渉権者が吉備中央町内に設立する特別目的会社(企業が資金を調達する目的等で設立する会社。以下、「SPC」という。)との事業契約の調印(仮契約)に先立って、本事業に係る基本協定を代表企業と締結する。

町は、基本協定の締結後、審査講評及び審査結果の詳細について公表する。

町は、基本協定の締結後、事業契約に係る協議・文言の明確化を行い、事業契約をSPCと調印（仮契約）する。

当該事業契約は、町議会における議決をもって正式に効力を発生するものとする。

3. 公募参加者の備えるべき参加要件等

(1) 公募参加者の参加要件

公募参加者は、本施設の設計に当たる者（以下「設計企業」という。）、本施設の工事監理に当たる者（以下「工事監理企業」という。）、本施設の建設に当たる者（以下「建設企業」という。）、本施設の維持管理に当たる者（以下「維持管理企業」という。）、本施設の運営に当たる者（以下「運営企業」という。）、SPCのマネージメントに当たる者（以下「マネージメント企業」という。）、本事業に必要な資金調達の調整に当たる者（以下「資金調達企業」という。）、民間収益施設の誘致に当たる者（以下「民間収益事業実施企業」という）等で構成されるものとする。

- 1) 設計企業・工事監理企業・建設企業・維持管理企業・運営企業は、必ずグループに含むこと。
- 2) 公募参加者は、複数の企業（構成員・協力企業）で構成されるグループ（以下「公募参加グループ」という。）とし、参加表明書及び参加資格確認申請書の提出時に、設計・工事監理・建設・維持管理・運営等すべての企業を明らかにすること。
- 3) グループ全体の代表企業を選定し、代表企業は、公募業務の窓口企業・SPCの最大株主となること。代表企業は、町内に本社・本店を置くものが望ましい。

なお、設計業務、建設業務、維持管理業務、運営業務については、町が募集要項（案）等において提示する当該業務の一部を、第三者（協力企業）に再委託（再発注）することも可能なものとするが、提案書にその旨と委託企業名を明示すること。

- 4) 参加表明書の提出時に構成員・協力企業名及び代表企業名を明記し、必ず代表企業が公募に関する手続を行うこと。

構成員：SPCから直接業務を受託する企業・法人・個人

協力企業：構成員から業務を受託する企業・法人・個人

- 5) 参加表明書により参加の意思を表明した公募参加グループの代表企業の変更は認めない。
- 6) 参加表明書により参加の意思を表明した公募参加グループの構成員・協力企業の変更も原則として認めない。

ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、町と協議を行い、提案書の受付期限日の前日までに町が承諾した場合に限り、代表企業を除く構成員・協力企業の変更及び追加を行うことができるものとする。

- 7) 構成員・協力企業は、他の公募参加グループの構成員・協力企業として重複参加は認めない。

* 吉備中央町に本店・本社・主要な営業所（支店等）を持つ企業が代表企業・構成員・協力企業としてグループに参加している場合は、その参加企業数に応じ、審査の際、地域貢献点を加点するものとする。

(2) 公募参加グループの構成員の資格要件

公募参加グループの構成員のうち、設計企業、建設企業は、それぞれ以下の資格要件を満たすものとする。

なお、複数の資格要件を満たす者は、複数の業務を実施することができる。また、設計企業、建設企業は、単独の企業又は複数の企業のいずれであってもよいものとするが、複数の企業の場合であっても、少なくとも1社は以下の資格要件を満たしているものとする。

1) 設計企業

①建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。

②建設しようとする建築物と類似の規模・構造の建築物の設計実績を平成19年以降に有すること。

※工事監理は、設計企業が行うこと。ただし、設計企業と建設企業が同一の場合には、当該の設計企業以外の工事監理企業を、グループに含めること。

なお、その場合の工事監理企業の資格要件は、設計企業と同じとする。

2) 建設企業

①建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。

②建設しようとする建築物と類似の規模・構造の建築物の建築実績を平成19年以降に有すること。

(3) 公募参加企業又は公募参加グループの構成員の制限

以下に該当する者は、公募参加企業、公募参加グループの構成員になれないものとする。

なお、資格要件確認のため、岡山北警察署等に照会する場合がある。

- 1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。
- 2) 会社更生法(平成17年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者。(更生手続開始の決定を受けた者は除く。)
- 3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の申立てがなされている者。(手続開始の決定を受けた者は除く。)
- 4) 吉備中央町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領による指名停止の期間中である者。
- 5) 建築士法(昭和25年法律第202号)第10条第1項及び第26条第2項の規定に基づく処分を受けている者。
- 6) 直前2年間の法人税、消費税又は法人町民税を滞納している者。
- 7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する場合、または次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している場合。

(ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- (イ) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 8) 町が本事業のために設置する審査委員会の委員又はこれらの者と資本面(20%以上の株式保有)若しくは人事面(役員の兼任・社員の派遣)において関連がある者。
- (審査委員会の委員については、募集要項(案)等において提示する。)
- (注)「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねる者をいう。(以下同様とする。)

(4) 公募参加者の備えるべき参加要件等に関する確認基準日

公募参加者の備えるべき参加要件等に関する確認基準日は、参加表明書の提出期限日とする。

提案書の受付期限日(開札日)から優先交渉権者決定の日までに公募参加者の備えるべき参加要件等を欠く事態が生じた公募参加グループは失格とする。

4. 審査及び優先交渉権者の選定に関する事項

(1) 審査に関する基本的な考え方

- 1) 審査は、有識者、町の職員等で構成する審査委員会において行うものとし、具体的な優先交渉権者の選定基準については、募集要項(案)公表時に優先交渉権者決定基準(案)を提示するものとする。
- 2) 審査委員会においては、事業計画、施設計画、維持管理計画、運営計画、リスク管理計画、事業者の提案するサービス対価の額、民間収益事業実施計画の提案の各面から総合的に提案書の審査を行い、優先交渉権者を選定し、町に意見書を提出するものとする。

なお、家賃設定については、町が、事業費の必要額や国の基準を踏まえて行うものとする。

(2) 審査手順に関する事項

審査は、以下の手順により行うものとする。

1) 資格審査

- ①公募参加者の備えるべき参加要件等に関する適格審査

2) 提案審査

- ①基本的要件に関する適格審査

- ②優先交渉権者決定基準(案)に基づく、事業計画、施設計画、維持管理計画、運営計画、リスク管理計画、民間収益事業実施計画、町が支払うサービス対価の提案額等の総合的な提案内容に関する審査

3) 提案内容に対するヒアリング評価

- ①提案内容に関し、各公募参加者のヒアリングをして審査を行う。

(審査の方法、審査の配点、基準、視点等は、優先交渉権者決定基準に示す。)

5. 審査結果及び評価の公表方法

(1) 審査結果の公表

審査委員会の提案書の審査に基づく意見・答申を参考に、町が優先交渉権者を決定し、公募参加者に通知するとともに、町のホームページにて公表するものとする。

町は、基本協定の締結後、審査講評及び公募結果の詳細について公表するものとする。

(2) 優先交渉権者を決定しない場合

町は、民間事業者の募集、優先交渉権者の決定において、公募参加者がいない場合、又はいずれの公募参加者の提案も規定の審査水準に達しない等の理由により、応募者の中から優先交渉権者を選定することが適当でないと判断された場合には、優先交渉権者を決定せず、特定事業の選定を取り消す等の決定を行うものとする。

この場合はこの旨を速やかに公表するものとする。

6. 契約に関する基本的な考え方

(1) 事業契約の概要

優先交渉権者の決定後速やかに、町は代表企業と基本協定を締結する。また、町は、基本協定の締結後、優先交渉権者と事業契約の協議・文言の明確化を行い、SPCと仮契約の調印をする。なお、当該仮契約は、町議会における議決をもって、正式な事業契約として効力が発生するものとする。

事業契約は、調査・設計、建設及び維持管理・運営の各業務について包括的かつ詳細に規定し、事業期間終了の平成61年3月31日までの契約とする。

また、町が支払うべきサービス対価の決定は、施設の引き渡し2営業日前に、銀行金利が確定すること、物価変動(税制改正を含む)による見直し条項による見直しを踏まえ、契約書添付の「支払い表」を確定金利、確定補正を実施、作成、差し替えることにより、行う。

事業契約書(案)については、募集要項(案)公表時に提示するものとする。

(2) 特別目的会社の設立

優先交渉権者は、基本協定締結後、町との仮契約の調印までに、本事業を実施する株式会社としてSPCを吉備中央町内に設立するものとする。

なお、公募参加者によるSPCに対する出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとする。

公募参加者の構成員による出資は必須要件ではないが、公募参加グループの代表企業・建設企業・維持管理企業・運営企業は必ず出資するものとする。

また公募参加グループの構成員・協力企業以外の者がSPCに出資する場合、その出資比率は、出資者中の最大となつてはならないものとする。

すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、町の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保等の設定その他一切の処分を行ってはならないものとする。

7. 提出書類の取扱い

(1) 著作権

本事業に関する提案書の著作権は、公募参加者に帰属する。ただし、本事業において優先交渉権者の決定の公表時及びその他町が必要と認めるときには、公募参加者の承諾を得たうえで、町は提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。なお、本事業に関して提出された書類は返却しないものとする。

(2) 特許権等

公募参加者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施行方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った公募参加者が負うものとする。

第3章 SPCの責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項

1. 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

(1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、SPCが担当する業務については、SPCが責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則としてSPCが負うものとする。

町が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、町が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

町とSPCの責任分担は、原則として「【実施方針(案)資料2】リスク分担表(案)」によることとし、実施方針(案)に関する質問回答及び意見の結果を踏まえ、必要な事項については、募集要項(案)等において提示する。

(3) 保険

民間事業者がみずからのリスクを回避するために必要な保険は、民間事業者が加入すること。町が必要とする保険は、町が付保する。

町が予定する保険は、地震保険、火災保険、損害保険である。

2. 提供されるサービス水準

本事業において、町が要求する本業務の要求性能及びサービス水準については、募集要項(案)・要求水準書(案)等において提示する。

3. 町による本事業の実施状況の監視(モニタリング)

(1) モニタリングの実施

町は、SPCが定められた業務を確実に遂行し、要求水準書(案)等に規定された水準並びに提案書において公募参加者が提案した水準を達成しているか否かを確認すべく、本事業の実施状況についてモニタリングを実施するものとする。

(2) モニタリングの時期

1) 調査・設計時

町は、SPCによって行われた調査・設計について、町が要求した水準に適合し、かつ、提案書においてSPCが提案した水準に適合するものであるか否かについて確認を行うものとする。

町の確認に先立ち、SPCは、自ら作成した要求水準チェックリスト、提案内容チェックリストに基づき、チェック結果を、町に提出すること。

確認の結果、それぞれの水準に適合していないと町が判断した場合には、町はSPCに対して修正又は変更を求めることができるものとし、正当な理由がある場合を除き、SPCは必ず実行しなければならない。

2) 工事施工時

SPCは、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に町から工事施工、工事監理の状況の確認を受けるものとする。

また、SPCは、町が要請した場合、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を行うものとする。

3) 工事完成・施設引渡し時

SPCは、施工記録を用意して現場で町の確認を受ける。町は、施工状態について町が要求した水準に適合し、かつ、提案書においてSPCが提案した水準に適合するものであるか否かについて確認を行うものとする。

確認の結果、水準に適合していないと町が判断した場合には、町はSPCに対して補修又は改造を求めることができるものとし、適正な理由がある場合を除き、SPCは実行しなければならない。

4) 施設供用開始後(維持管理・運営段階)

町は、維持管理・運営段階において、定期的に維持管理・運營業務の実施状況を確認するものとする。

5) 財務の状況に関するモニタリング

SPCは、毎年度、決算書類を含む事業報告書により財務の状況について、町に報告するものとする。

(3) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、下記の通りとする。

SPCは、4半期ごとに、業務報告書を提出、町が報告書を照査・承認する。財務に関しては財務報告書を、年に1度提出し、町が照査・承認する。

(4) モニタリングの費用の負担

町が実施するモニタリングに係る費用のうち、町に生じる費用は町の負担とし、その他の費用はSPCの負担とするものとする。

(5) SPCに対する支払額の減額等

モニタリングの結果、町が要求した水準、かつ、提案書においてSPCが提案した水準が維持されていない場合、町はSPCに対して、本施設の補修、改造勧告、又は維持管理・運營業務の改善勧告を行い、一定の経過措置を経た後に、業務の未達・未実施に対応する支払金額の減額措置を行う。

町は、維持管理・運營業務の未達・未実施を理由に、施設整備費に相当する対価の減額は行わない。施設に設計・建設の瑕疵が発見された場合は、この限りではない。

第4章 立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 本施設の立地条件

(1)吉備中央町有住宅吉備高原団地(仮称)

- 1)事業計画地の位置 : 吉備中央町吉川4459番地66
- 2)事業計画地の面積約 : 約4093m²
- 3)事業計画地の前面道路 : 町道吉備高原南部4号線 幅員約5.0~6.0m
- 4)周辺の状況
 - ・東側 : 岡山県(雑種地)及び吉備中央町(雑種地)
 - ・西側 : 民地(雑種地現況住宅)及び吉備中央町(雑種地)
 - ・南側 : 吉備中央町(雑種地現況山林)
 - ・北側 : 吉備中央町(雑種地とコミュニティーハウス)及び町道吉備高原南部4号線
- 5)用途地域 : 第1種低層住宅専用地域
- 6)形態規制指定建ぺい率 : 40%
- 7)指定容積率 : 80%
- 8)高さ制限 : 10m

2. 土地の使用に関する事項

優先交渉権者は事業契約締結後、本事業に供する事業計画地を設計・建設期間中、無償で使用を許可するものとする。

3. 本施設の概要

(1)吉備中央町定住促進住宅整備事業(町有住宅吉備高原団地(仮称))

- 1) 住宅棟
 - (ア) 単身居住用(住戸専用面積35m²程度) 10戸程度
 - (イ) 家族居住用(住戸専用面積70m²程度) 15戸程度

合計 25戸程度

2) 外構等

- (ア) 駐車場

住戸用50台程度を確保するものとする。

(イ) 駐輪場(バイク・自転車)

駐輪場は60台程度を確保するものとする。

3)コミュニティスペース

入居者・周辺住民等のコミュニティ形成に資する施設として1階もしくは別棟にスペースを確保するものとする。

4)道路等

計画敷地の接道部分については町道管理者と協議の上、必要な整備を実施するものとする。

4. 本施設の引渡し日

平成31年 3月25日とする。

第5章 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、町とSPCは誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従うものとする。

また、本事業に関する紛争については岡山地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6章 本事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

1. SPCの責めに帰すべき事由により事業継続が困難になった場合

- (1) SPCの経営破綻、又はその懸念が生じた場合等により本事業の継続が困難となった場合、町は、SPCとの事業契約を解除し、融資金融機関との直接協定により、融資金融機関に事業の継承をさせるものとする。融資金融機関は、銀行の保有するSPCに対する施設整備に係る債権を、町に設定できるものとし、維持管理・運営を行う第3者を設定できるものとする。
- (2) SPCの事業実施状態が、町の要求した水準及び提案書においてSPCの提案した水準を下回る場合、町はSPCに対し修復勧告を行い、一定の修復期間を与えたにも係わらず、修復が認められない場合、サービス提供に重大な事態等が懸念される場合、あるいはSPCの事業遂行能力の修復が不可能であると判断される場合には、町はSPCとの契約を解除できるものとし、その場合、銀行が保有するSPCに対する施設整備に係る債権は、町に対し設定するものとする。

この場合、SPCは、町に生じた合理的損害を賠償するものとする。

2. 町の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合

町の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、SPCは町との事業契約を解除できるものとする。この場合、町はSPCに生じた合理的損害を賠償するものとする。また、SPCが融資金融機関の負っている施設整備に関する債務は、それ以降は町が負うものとする。

3. その他の事由により本事業の継続が困難となった場合

事業契約書に定めるその事由に基づく対応方法に従うものとする。

4. 金融機関と町の協議(直接協定)

本事業の適正な遂行と、継続性の確保を目的として、町は、必要に応じて、SPCに資金提供を行う金融機関と協議し、直接協定を締結するものとする。

第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

SPCが本事業を実施するに当たり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合、町はSPCと協議するものとする。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

SPCが本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、町はこれらの支援をSPCが受けることができるよう協力するものとする。

3. その他の支援に関する事項

- (1)事業実施に関し、SPCが必要とする許認可等に関して、町は必要に応じてSPCに協力するものとする。
- (2)法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、町は、SPCと協議を行うものとする。

第8章 その他特定事業の実施に関して必要な事項

1. 議会の議決

- (1) 債務負担行為の設定に関する議案を平成30年3月の町定例議会に提出予定。
- (2) 事業契約に関する議案を平成30年6月の町定例議会に提出予定。

2. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、町のホームページにて適宜公表するものとする。

3. 公募に伴う費用負担

公募参加者の公募に係る費用については、すべて公募参加者の負担とするものとする。

4. 添付書類等

- 【実施方針(案)様式1】 実施方針(案)説明会参加申込書
- 【実施方針(案)様式2】 実施方針(案)に関する質問書
- 【実施方針(案)様式3】 実施方針(案)に関する意見書
- 【実施方針(案)資料1】 事業スケジュール表(案)
- 【実施方針(案)資料2】 リスク分担表(案)

本事業に関する窓口

吉備中央町 建設課建設班（担当：三高）

住所：〒716-1192 岡山県加賀郡吉備中央町豊野1番地2

電話：0866-54-1319 FAX:0866-54-1307

e-mail: kensetu@town.kibichuo.lg.jp ホームページ:<http://www.town.kibichuo.lg.jp/>

実施方針(案)説明会参加申込書

平成 年 月 日

平成30年1月25日(木)に開催される「吉備中央町定住促進住宅整備事業」実施方針(案)に関する説明会への参加を希望します。

会社名	
所在地	
参加予定者氏名	
所属・役職	
電話番号	
ファックス番号	
メールアドレス	
参加人数名	

※各民間事業者等の単位で提出してください。

なお、参加予定者氏名、所属・役職、電話番号、ファックス番号、メールアドレスの欄には、代表となる1名の方に関する記入のみで結構です。

※参加に当たっては、町のホームページより、実施方針(案)等をダウンロードして持参してください。

※実施方針(案)等に関する質問・意見は、別途書類形式で行うため、説明会での質問・意見は受け付けません。

実施方針(案)に関する質問書

平成 月 月 日

平成30年1月15日(月)に公表されました「吉備中央町定住促進住宅整備事業」実施方針(案)について、以下のとおり質問を提出します。

質 問 者	会社名	
	所在地	
	所属・役職・氏名	
	電話番号	
	ファックス番号	
	メールアドレス	
質 問 内 容	書類名	
	質問項目	
	内 容	注)・質問内容は、具体的かつ簡潔に記入してください。

※ 本質問に関する回答について、公開を希望しない場合は、次の欄に○印を記入してください。

非公開希望

実施方針(案)に関する意見書

平成 月 月 日

平成30年1月15日(月)に公表されました「吉備中央町定住促進住宅整備事業」実施方針(案)について、以下のとおり意見を提出します。

意見者	会社名	
	所在地	
	所属・役職・氏名	
	電話番号	
	ファックス番号	
	メールアドレス	
意見内容	書類名	
	意見項目	
	内 容	注)・意見内容は、具体的かつ簡潔に記入してください。

※ 本意見に関する回答について、公開を希望しない場合は、次の欄に○印を記入してください。

非公開希望

【実施方針(案)資料1】事業スケジュール表(案)

時 期	内 容
平成30年1月15日	実施方針(案)の公表
平成30年1月15日以降	実施方針(案)に関する質問等の受付開始
平成30年1月25日	実施方針(案)に関する説明会及び勉強会
平成30年1月25日以降	実施方針(案)に関する質問等に対する回答等の公表
平成30年2月上旬	実施方針(案)に関するヒアリング(町が必要と判断する場合)
平成30年2月上旬	募集要項(案)等の公表
平成30年2月上旬	募集要項(案)等に関する質問等の受付開始(随時)
平成30年2月上旬	募集要項(案)等に関する説明会
平成30年2月中旬	募集要項(案)等の質問等に対する回答等の公表(随時)
平成30年3月	債務負担行為の設定に関する議案提出
平成30年3月	特定事業選定の公表、公募公告
平成30年4月10日	参加表明書の受付
平成30年5月7日	提案書の受付
平成30年5月14日	提案プレゼン、審査委員会
平成30年5月14日	優先交渉権者の選定、決定、公表
平成30年5月15日	基本協定の締結
平成30年5月22日	審査講評の公表
平成30年6月1日	事業仮契約の締結
平成30年6月	事業契約に関する議案提出
平成30年6月	事業契約締結
平成31年3月	施設完成(引き渡し)
平成31年4月	入居・維持管理・運営開始
平成61年3月	事業契約完了

【実施方針(案)資料2】リスク分担表(案)

	リスクの種類		リスクの種類	リスクの内容	負担者	
					町	SPC
共通	提供した情報リスク			募集要項等の記載内容の誤り及び変更に関するもの	○	
	契約リスク		議会の議決を得られないことによる契約締結の遅延・中止	○		
			上記以外の町の事由による契約締結の遅延・中止	○		
			事業者の事由による契約締結の遅延・中止		○	
	応募リスク			応募費用		○
	制度関係リスク	政治・行政リスク		本事業に直接影響を及ぼす町に関わる政策の変更・中断・中止	○	
		法制度リスク		本事業に直接関連する根拠法令の変更、新たな規正法の成立	○	
				上記以外の法令の変更		○
		許認可リスク		SPC が取得すべき許認可の取得遅延または取得できなかった場合		○
				町の事由による許認可取得遅延	○	
		税制度リスク		消費税の範囲変更、税率変更に関するもの	○	
				法人の利益や運営に係る税制の新設や税率の変更		○
				建物所有に関する税制の新設・変更に関するもの(町への所有権移転前)		○
				本事業に直接影響する税制の新設・税率変更に関するもの	○	
				上記以外の法人税の新設・変更に関するもの		○
	社会リスク	住民対策リスク		本事業そのものに対する住民の理解が得られない場合	○	
				提案内容に関し、住民の理解が得られない場合		○
				住民からの苦情(建設時・運営・維持管理時)		○
		第三者賠償リスク		本事業の実施に起因して第三者に及ぼした損害		○
		環境関連リスク		調査・工事による騒音・振動・地盤沈下・地下水の枯渇、大気汚染・水質汚濁・臭気・電波障害等に関する対応		○
	債務不履行リスク			町の債務不履行による中断・中止	○	
				SPC 債務不履行・構成員の債務不履行等による遅延・中断・中止		○
	不可抗力リスク			天災・暴動等自然・人為的な事象のうち、通常予見不可能な事象による損害・遅延・中断・中止	○	▽ 1% ルール
	経済リスク	資金調達リスク		民間資金調達・確保		○
				交付金・補助金の調達・確保	○	
		金利リスク		金利変動		○
		物価変動リスク		インフレ・デフレ年間変動1%以内の変動		○
			上記を超える大幅な変動(1%を超えるもの)	○		
	発注者責任リスク			町の指示の不備・発注文書・提案書の規定を超える変更による設計・工事・維持管理・運営の請負内容の変更	○	
				SPC の指示・判断の不備・変更による、設計・工事・維持管		○

		理・運営の変更		
	警備リスク	盗難・器物破損などによる費用の増大・遅延等		○
	請負委託リスク	SPC からの業務委託に関するリスク		○
	要求水準未達リスク	要求水準・提案内容水準の未達が発見された場合の改善・補修・業務の変更等に係る費用の増大		○
	支払遅延・中断リスク	町の支払いの遅延・中断	○	
	入居者リスク	入居者の不法行為等による損害	○	
	安全管理リスク	建設期間・維持管理期間に事故や第三者に損害を及ぼし、遅延や損害が生じた場合		○
工 事	測量調査リスク	町が実施した測量・調査に関するもの	○	
		SPC が実施した測量・調査に関するもの		○
		地質障害・地中障害物・埋蔵文化財等により新たに必要となった測量・調査に関するもの	○	
	設計変更リスク	町の提示条件・指示の不備、変更に関するもの	○	
		SPC の提示内容、指示、判断の不備によるもの		○
	用地確保リスク	事業用地の確保	○	
		工事・SPC の運営等に必要な用地確保		○
	用地瑕疵リスク	町が事前に公表した資料から予見できるもの		○
		町の公表資料から予見できない文化財・土壌汚染・埋設物等の障害物、地質障害等に関するもの	○	
	工期変更・工事遅延リスク	町の指示および町の責めに帰すべき事由によるもの	○	
		SPC に起因するもの		○
	建設コスト増大リスク	町に起因するもの	○	
		SPC に起因するもの		○
	工事管理リスク	工事管理の不備によるもの		○
	瑕疵リスク	瑕疵担保期間中に発見された瑕疵		○
		瑕疵担保期間終了後に通常の検査によって発見できない隠れた瑕疵が発見された場合		○
そ の 他	事業終了リスク	町の指示によるもの	○	
		SPC の責めに起因する中止		○
	事業終了リスク	事業終了手続きの諸経費・SPC の精算手続き費用		○